

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成31年1月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800068号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800041号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年3月30日から昭和46年8月1日まで
② 昭和47年7月30日から昭和50年7月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私のA社における被保険者期間は、昭和46年8月1日から昭和50年7月1日までとなっているが、私は、同社において、昭和43年3月30日から勤務し、昭和47年7月29日に退職したので、調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社において、昭和43年3月30日から勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和46年8月1日にA社において資格取得していることが確認でき、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日と一致している。

また、A社は、請求期間当時的人事記録等の資料は残っていない旨回答している上、同社の複数の元従業員に照会したものの、請求者の請求期間①における勤務実態について具体的な回答が得られず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、当該期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者とされているところ、請求者は、同社においては昭和47年7月29日に退職したと主張している。

しかしながら、請求者の雇用保険の加入記録によると、A社に係る資格取得年月日は昭和46年8月1日、離職年月日は昭和50年6月30日であることが確認でき、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失年月日と符合している。

また、A社は、請求期間当時的人事記録等の資料は残っていない旨回答している上、同社の複数の元従業員に照会したもの、請求者の同社における退職年月日を確認できる回答を得られず、請求者の請求内容に係る事実関係について確認することができない。

さらに、年金事務所から請求者の脱退手当金に係る添付資料として提出された請求者のA社に係る「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」(写)によると、「退職手当の支払を受けることとなった年月日」欄には「50年7月1日」、「この申告書の提出先から受ける退職手当についての勤続期間」欄には「自46年8月～至50年7月1日」と記載されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における請求内容について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間②における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800074号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800042号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年9月頃から平成7年3月9日まで
② 平成7年8月30日から平成8年8月末頃まで

私は、平成6年9月頃から平成8年8月末頃まで、A社で正社員として勤務し、調理の仕事をしていたが、厚生年金保険の記録では、同社での被保険者記録が、平成7年3月9日から同年8月30日までとなっている。調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間のうち、平成6年11月9日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求期間①当時について、「資料が手元にないことから、請求者の入社時期については、何も分からぬが、調理人の厚生年金保険の加入は、総料理長の判断で個別に決めていたと思うので、雇用保険と厚生年金保険の加入時期が同じではない者がいた。厚生年金保険に加入していない期間においては、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

また、A社のホテル事業の譲渡を受けたB社は、請求者の請求期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明である旨回答している。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間①における勤務実態について具体的な回答を得ることができない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、A社で勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成7年8月29日となっており、オンライン記録により確認できる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社の元事業主は、請求期間②当時に係る資料が手元にないため、請求者の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について、何も分からぬ旨陳述している。

さらに、B社は、請求者の請求期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料を保管していないため不明である旨回答している上、複数の同僚に照会したもの、請求者がA社において、当該期間に勤務していたことをうかがわせる回答が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。